

大阪広域水道企業団告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の徴収の事務の一部を次のとおり委託した。

令和3年4月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務
水道センターにおける徴収の事務
- 2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	事務所の所在地
熊取水道事業における水道料金等の徴収の事務及び熊取町から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料の徴収の事務	株式会社大阪水道総合サービス	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7号	泉南郡熊取町希望が丘二丁目15番4号

- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和5年11月30日まで